

○武豊町環境保全条例
昭和53年3月28日条例第13号
武豊町環境保全条例

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、町民が健康で文化的な生活を営むうえで良好な環境の確保がきわめて重要であることにかんがみ、良好な環境の確保に関する町、事業者及び町民の責務を明らかにし、その総合的推進を図り、もって町民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭により、人の生命及び健康が阻害され、又は生活環境が破壊されることをいう。

2 この条例において「工場等」とは、事業所等事業を行う場所のうち、規則で定める工場及び事業所をいう。

3 この条例において「事業者」とは、事業を企業する者及び経営する者並びに宅地造成等の開発行為を行う者をいう。

4 この条例において「家畜飼養施設」とは、家畜又は鳥獣を飼養する施設のうち、規則で定める種類及び頭羽数以上飼養できる施設をいう。

5 この条例において「し尿浄化施設」とは、人の生活に伴って生ずるし尿及び雑排水を処理する施設をいう。

6 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

(1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

(2) 燃料その他の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

(3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛、トルエンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第1号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの

7 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

8 この条例において「産業廃棄物」とは、事業活動により生ずる廃棄物であって、規則で定めるものをいう。

9 この条例において「汚水」とは、工場等、家畜飼養施設及びし尿浄化施設から公共用水域へ排出される水をいう。

10 この条例において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

第2節 町及び町長の責務

(基本的責務)

第3条 町は、あらゆる施策を通じて公害の防止に努め、かつ、良好な自然環境及び生活環境を保全し、もって町民の健康で安全かつ快適な生活が確保されるよう努めなければならない。

(環境の保全の基本的施策)

第4条 町長は、自然環境及び生活環境を保全するため、総合的な環境管理に関する施策を定め、その実現に努力しなければならない。

2 町長は、緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

3 町長は、自然環境又は文化財その他町長の定めるものが破壊され、又は破壊されるおそれがある場合には、保全又は保護のため、必要な措置をとらなければならない。

(環境管理基準の設定)

第5条 町長は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に係る環境上の条件について、それぞれ、町民の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（以下「環境管理基準」という。）を必要に応じて定めなければならない。

2 町長は、前項の環境管理基準を維持し、又は達成するために必要な施策を講じなければならない。

3 町長は、第1項の環境管理基準を定めるにあたっては、常に科学的判断を加え、あらかじめ、武豊町環境保全対策審議会の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止するときも同様とする。

4 前項の規定による武豊町環境保全対策審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規制措置)

第6条 町長は、公害関係法令及び愛知県条例（以下「法令等」という。）並びにこの条例の定めるところにより、公害の発生源について必要な規制措置を講じなければならない。

(調査等)

第7条 町長は、環境保全対策に資するため、環境の状況に関する調査を行うとともに、公害の発生源、発生原

因及び発生状況を監視しなければならない。

(公表)

第8条 町長は、前条の規定により明らかになった環境の状況を公表しなければならない。

(町民意識の啓発)

第9条 町長は、良好な環境の保全を図るため、町民に対し公害に関する知識の普及及び環境の保全に関する意識の啓発に努めなければならない。

(中小規模の事業者に対する指導等)

第10条 町は、中小規模の事業者が行う公害の防止のための施設の整備等について、適切な助成又は指導に努めなければならない。

(苦情の処理)

第11条 町長は、公害その他良好な環境の侵害に関する苦情について、迅速かつ適正な処理を図るように努めなければならない。

(広域公害の処理)

第12条 町長は、良好な環境の保全を図るために他の地方公共団体と連絡を密にし、広域的な公害の防止に努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第13条 事業者は、その事業活動によって生ずる公害その他良好な環境の侵害を防止するため、自己の責任においてあらゆる必要な措置を講ずるとともに、町その他の行政機関が実施する公害の防止又は環境の保全若しくは整備に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令等及びこの条例の規制基準に違反しない場合においても、公害の防止について最大限の努力を怠ってはならない。

(環境保全の義務)

第14条 事業者は、工場等の建設及び宅地造成等の開発事業を実施しようとするときは良好な環境の保全を図るとともに、風致、文化財その他町長の定めるものを破壊し、又は損傷してはならない。

2 事業者は、その所有又は管理に属する土地について、清潔の保持、緑化の推進その他適正な管理を行うことにより、地域環境の保全に努めなければならない。

(緩衝地帯の設置)

第15条 工場等を設置している者は、工場建物の周囲に緑地帯等の緩衝地帯の設置に努めなければならない。

(良好な環境の確保に関する協定)

第16条 事業者は、町長の求めに応じ、良好な環境の確保に関する協定を締結し、当該協定事項を誠実に履行しなければならない。

(監視及び報告の義務)

第17条 事業者は、その管理に係る公害の発生するおそれのあるすべての発生源を監視するとともに、町長に必要な報告をしなければならない。

第4節 町民の責務

(基本的責務)

第18条 町民は、常に自ら公害を発生することのないように努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を図るとともに、風致、文化財その他町長の定めるものを破壊し、又は損傷してはならない。

(施策への協力)

第19条 町民は、町長その他の行政機関が行う公害の防止及び環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 良好な生活環境の保全

第1節 工場等に関する規制

(規制基準の遵守等)

第20条 規則で定める工場等は、法令等を遵守するとともに、町長が規則で定める規制基準を超えてばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭（以下「ばい煙等」という。）を発生させ、又は排出させてはならない。

2 町長は、前項の規制基準を定めるにあたっては、第5条第3項の規定を準用する。

(位置の制限)

第21条 工場等を設置しようとする者は、次の各号に該当する施設の敷地の周囲100メートルの区域内において、規則で定める指定生産施設を設置してはならない。ただし、規則で定めるときは、この限りでない。

- (1) 病院、診療所
- (2) 教育文化施設
- (3) 社会福祉施設

(揚水施設の届出等)

第22条 工場等を設置している者で、当該工場等の事業の用に供するため、規則で定める地下水の揚水施設を設置している者は、規則で定めるところにより、届出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、水量測定器を設置し、規則で定めるところにより、地下水の揚水量を記録し、町長に報告しなければならない。

(工場等の設置の届出)

第23条 工場等を設置しようとする者は、その着工の90日前までに、事業計画及び公害の防止の方法等に関し、

規則で定めるところにより、次の事項を町長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の設置の場所
- (3) 工場等の敷地面積及び建築面積
- (4) 工場等の事業内容
- (5) 公害防止施設の設置及びその他の措置
- (6) 工場等の新設のための工事の開始の予定日

2 町長は、前項の規定により届出がなされたときは公害の防止に係る必要な事項について、事業計画の変更を勧告することができる。

3 前項の勧告は、届出のあった日から60日以内にしなければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、同項に規定する期間の短縮を申請することができる。

5 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、第1項の規定による届出に係る事項の内容が法令等の規制基準及びこの条例に基づく規制基準に適合していると認めるときは、第1項に規定する期間を短縮することができる。ただし、別に法令又は愛知県条例の規定により着工を制限されているものについては、当該法令又は愛知県条例の規定によるものとする。

(既設の工場等の届出)

第24条 1の工場又は事業所(騒音規制法、振動規制法又は県民の生活環境の保全等に関する条例の規定により、町長に届出がされている工場又は事業所を除く。)が第2条第2項に定める工場等となった際、現に当該工場又は事業所を設置している者(設置の工事をしている者も含む。)は、工場等となった日から30日以内に前条第1項に掲げる事項を町長に届出なければならない。

(工場等の変更の届出)

第25条 第23条第1項又は前条の規定による届出をした者は、当該届出事項のうち、第23条第1項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする時は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。

2 第23条第1項又は前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る氏名、名称等に変更が生じたときはその日から30日以内に、その旨を町長に届出なければならない。

(工場等の廃止の届出)

第26条 第23条第1項又は第24条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工場等を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を町長に届出なければならない。

(承継の届出)

第27条 第23条第1項又は第24条の規定による届出をした者から当該届出に係る工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第23条第1項又は第24条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第23条第1項又は第24条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、その旨を町長に届出なければならない。

(工場等の完成の届出)

第28条 第23条第1項又は第25条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工場等の設置又は変更の工事が完成したときは、その日から15日以内に、その旨を町長に届出なければならない。

(管理責任者の選任)

第29条 規則で定める工場等を設置している者は、公害防止組織を整備し、管理責任者を選任しなければならない。

2 管理責任者は、作業の方法又は施設の維持等について監督し、当該工場等から公害を発生させないようにしなければならない。

3 第1項の工場等を設置している者が管理責任者を選任したときは、その日から15日以内に規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。管理責任者が死亡し、又はこれを解任したときも同様とする。

(産業廃棄物の処理等)

第30条 工場等を設置している者は、自らの責任において産業廃棄物を適切に処理し、当該産業廃棄物の処理等(他の者に処理等を委託する場合も含む。)により、人の健康又は生活環境に障害をおよぼさないようにしなければならない。

(事故届出)

第31条 工場等を設置している者は、事故により当該工場等からばい煙等を発生させ、若しくはその他の理由により、人の健康若しくは生活環境に危害をおよぼしたとき、又はおよぼすおそれがあると認められるときは、直ちにその内容を町長に通報するとともに、規則で定めるところにより、町長に届出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該事故発生の日から30日以内に、再発防止のための措置に関する計画及び処理状況を町長に提出しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第32条 町長は、工場等が第20条の規定による規制基準に適合していないと認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて当該工場等におけるばい煙等の防止の方法、建物又は施設の構造若しくは配置、燃料の質等の改善その他公害の防止に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による場合のほか、工場等の操業により人の健康又は生活環境に障害をおよぼしているとき、又はおよぼすおそれがあると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めてその事態を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 町長は、第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて当該工場等におけるばい煙等の防止の方法、建物又は施設の構造若しくは配置、燃料の質等の改善その他公害の防止に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(中小規模の事業者に対する配慮)

第33条 町長は、中小規模の事業者に対する前条第1項、第2項又は第3項の規定の適用にあたっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令について、その実施期間等を配慮することができる。

第2節 家畜飼養施設に関する規制

(家畜又は鳥獣飼養者の基本的責務)

第34条 家畜又は鳥獣を飼養している者は、常に施設の清潔の保持に努めなければならない。

(家畜飼養施設に対する規制)

第35条 家畜飼養施設を設置している者は、その規模により規則で定める規制基準、設備基準及び管理基準を遵守しなければならない。

2 町長は、前項の規制基準、設備基準及び管理基準を定めるにあたっては、第5条第3項の規定を準用する。

(家畜飼養施設の設置の届出)

第36条 家畜飼養施設を設置しようとする者は、工事着工の30日前までに、次の事項について、規則で定めるところにより、町長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 家畜飼養施設の設置の場所
- (3) 家畜飼養施設の設置の場所の敷地面積及び建築面積
- (4) 家畜飼養施設の事業内容及び設備内容
- (5) 公害を防止するための措置及び方法
- (6) 工事の開始予定年月日

(既設の家畜飼養施設の届出)

第37条 1の施設(県民の生活環境の保全等に関する条例の規定により、町長に届出がされている施設を除く。)が第2条第4項に定める家畜飼養施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が家畜飼養施設となった日から30日以内に、前条に掲げる事項を町長に届出なければならない。

(家畜飼養施設の変更の届出)

第38条 第36条又は前条の規定による届出をした者は、当該届出事項のうち第36条第2号から第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。

2 第36条又は前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る氏名、名称等に変更が生じたときは、その日から30日以内に、その旨を町長に届出なければならない。

(家畜飼養施設の完成の届出)

第39条 第36条又は前条第1項の規定による届出をした者は、設置又は変更の工事が完成したときは、その日から15日以内に、その旨を町長に届出なければならない。

(廃止の届出及び承継の届出の準用)

第40条 第26条の規定は、第36条又は第37条の規定による届出をした者について準用する。

2 第27条の規定は、第36条又は第37条の規定による届出をした者について準用する。

(改善勧告及び改善命令)

第41条 町長は、家畜飼養施設が第35条に規定する規制基準、設備基準及び管理基準に適合していないと認めるときは、当該家畜飼養施設を設置している者に対し、期限を定めて当該家畜飼養施設の改善若しくは管理の徹底その他公害の防止に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による場合のほか、家畜飼養施設の使用により、周辺的生活環境に障害をおよぼしているとき、又は障害をおよぼすおそれがあると認めるときは、当該家畜飼養施設を設置している者に対し、期限を定めてその事態を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 町長は、第1項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期間を定めて当該家畜飼養施設の改善若しくは管理の徹底その他公害の防止に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(中小規模の事業者に対する配慮)

第42条 町長は、中小規模の事業者に対する前条第1項、第2項又は第3項の規定の適用にあたっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令について、その実施期間等を配慮することができる。

第3節 し尿浄化施設に関する規制

(し尿浄化施設を設置している者の基本的責務)

第43条 し尿浄化施設を設置している者は、当該し尿浄化施設について、常に適切な維持管理をおこない、周辺的生活環境に悪影響をおよぼさないように努めなければならない。

(し尿浄化施設の基準等)

第44条 し尿浄化施設を設置しようとする者は、法令等の基準を遵守するとともに、規則で定める基準を遵守しなければならない。

(し尿浄化施設の設置の届出)

第45条 し尿浄化施設を設置しようとする者は、工事着工の30日前までに、次の事項について、規則で定めるところにより、町長に届出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) し尿浄化施設の設置場所

(3) し尿浄化施設の能力、構造及び放流先

(4) し尿浄化施設の管理委託業者

(既設のし尿浄化施設の届出)

第46条 この条例施行の際すでにし尿浄化施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、この条例施行の日から30日以内に、前条に掲げる事項について、町長に届出なければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

(し尿浄化施設の変更の届出)

第47条 第45条又は前条の規定による届出をした者は、当該届出事項のうち、第45条第2号又は第3号に掲げる事項について変更しようとする時は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。

2 第45条又は前条の規定による届出をした者は、当該届出事項のうち、氏名、名称等に変更が生じたときは、その日から30日以内に、その旨を町長に届出なければならない。

(廃止の届出及び承継の届出の準用)

第48条 第26条の規定は、第45条又は第46条の規定による届出をした者について準用する。

2 第27条の規定は、第45条又は第46条の規定による届出をした者について準用する。

第3章 緑化の推進

第1節 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第49条 町長は、緑化の推進を図るため、その管理する道路、公園、広場その他の公共施設における緑化計画を定め、樹木等の植栽を行わなければならない。

(土地占有者等)

第50条 土地の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「土地占有者等」という。)は、その土地に樹木等を植栽し、緑化の推進に努めるとともに、自然環境を破壊するおそれのある行為を行わないようにしなければならない。

2 土地占有者等は、その土地にある樹木等について、病虫害の駆除等適切な管理を行い、枯損の防止に努めなければならない。

(工場緑化)

第51条 規則で定める工場等の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、樹木等を植栽し自ら緑化をしなければならない。

(空地の緑化)

第52条 町長は、緑化の必要があると認めた場合、空地の土地占有者等に対し、緑化を図るよう要請するものとする。

2 前項の要請を受けた空地の土地占有者等は、樹木等を植栽し、緑化に努めなければならない。

(苗木のあっせん等)

第53条 町長は、この条例の定めるところにより、緑化を行う者に対し、苗木のあっせん、樹種の選定又は緑化の相談等緑化に必要な措置を講じなければならない。

第2節 保護樹木

(保護樹木等の指定)

第54条 町長は、良好な環境を維持するために保護すべき樹木又は樹木の集団(以下「保護樹木等」という。)を指定し、又は指定を解除することができる。

2 町長は、前項の指定又は指定の解除をするにあたっては、第5条第3項の指定を準用する。

(標識の設置)

第55条 町長は、保護樹木等を指定したときはその保護樹木等の所在する土地に規則で定める標識を設置しなければならない。

2 土地占有者等は、正当な理由がない限り前項に規定する標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も第1項の規定により設置された標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊してはならない。ただし、町長の許可を得た場合は移転することが出来る。

(保護義務等)

第56条 保護樹木等の所在する土地又は保護樹木等の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「保護樹木等占有者」という。)は、保護樹木等の枯損の防止その他その保護に努めなければならない。

2 保護樹木等占有者は、保護樹木等が滅失し、又は枯死したときは遅滞なくその旨を町長に届出なければならない。

(行為の制限)

第57条 何人も規則で定める場合を除き、みだりに保護樹木等を損傷し、又は伐採してはならない。

(原状回復命令等)

第58条 町長は、保護樹木等を保護するために特に必要があると認めるときは前条の規定に違反した者に対し、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合にはこれにかわる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(助言、指導及び助成)

第59条 町長は、保護樹木等を保護するために必要があると認めるときは保護樹木等占有者に対し、必要な助言、指導又は助成をすることができる。

第4章 その他地域環境の保全

(電波障害の防止)

第60条 何人も建築物、構築物の建設又は無線の使用その他の事由により、電波障害をおこさないよう努めなければならない。

2 前項の規定にもかかわらず、電波障害をおこした者は、必要な限度において対策を講じなければならない。

(土砂等運搬者の責務)

第61条 土砂、廃材又は資材等を自動車で運搬する者又は運搬させる者は、当該運搬に係る土砂、廃材又は資材等を路上に脱落させ、散乱させ、及び道路に隣接する地域の良好な環境を侵害しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 同一道路を反復して、規則で定める一定量以上の土砂、廃材又は資材等を自動車で運搬する者又は運搬させる者は、規則で定めるところにより、町長に届出なければならない。

(土地等の管理)

第62条 町民は、その所有又は管理する土地等について、清潔の保持及び雑草の除去等、常に適切に管理し、環境の美化に努めなければならない。

(公共施設の汚損防止)

第63条 町民は、町民共同の財産である公共施設（公共の建物、道路、水路、公園又は広場等）を汚損してはならない。

第5章 雑則

(立入検査等)

第64条 町長は、この条例の施行に関し、関係職員に、工場等、家畜飼養施設、し尿浄化施設、建設工事現場その他の場所に立入り、関係帳簿書類、機械設備その他の物件を調査し、公害の防止に関する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により、立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第65条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に町長が定める。

第6章 罰則

第66条 次の各号の1に該当するものは、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第32条第3項に規定する改善命令に従わない者

(2) 第41条第3項に規定する改善命令に従わない者

第67条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑又は科料刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第5条第3項、同条第4項、第20条、第35条及び第65条の規定は、公布の日から施行する。（昭和54年規則7号で昭和54年4月1日から施行）

附則（平成16年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。